

愛媛県障害者支援施設等に準ずる者の認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者（以下「障害者支援施設等に準ずる者」という。）の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 障害者支援施設等に準ずる者として認定の対象となる者は、次に掲げるいずれかに該当する者のうち、愛媛県内に主たる事業所の住所又は所在を置く者とする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する特例子会社
 - (2) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する重度障害者多数雇用事業所
 - (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
 - (4) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体
 - (5) 定款等に障がい者の就労機会の確保を目的とすることを明示し、複数の障害者就労施設等に対して物品及び役務の調達をあっせん又は仲介等の業務を行う共同受注窓口
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
 - (2) 愛媛県から入札参加資格停止措置を受けている者又は愛媛県から不利益処分を受けている者
 - (3) 障害者支援施設等に準ずる者の認定申請を行った者又は認定事業者の代表役員、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者等（以下「代表役員等」という。）が、次のいずれかの事項（以下「暴力団排除措置事由」という。）に該当すると認められる者
 - ア 暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。
 - ウ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。
 - エ 暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。
 - オ 暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。

カ 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。

キ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。

ク 暴力団等であるとして知らず、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。

ケ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(4) 県税等の未納がある者

(認定の申請)

第3条 障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けようとする者は、障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(認定)

第4条 知事は、前条の規定による申請があったときは、地方自治法施行規則第12条の2の3第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いたうえで、認定の可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき認定したときは障害者支援施設等に準ずる者の認定通知書（様式第2号）により、認定しないこととしたときは障害者支援施設等に準ずる者の不認定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(公表)

第5条 知事は、前条に規定する認定を受けている者（以下「認定事業者」という。）について、名簿を作成し公表するものとする。

(認定事項の変更)

第6条 認定事業者は、その認定事項に変更が生じたときは、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の変更届出書（様式第4号）により、知事に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第7条 認定事業者が要件の喪失その他の理由で認定を辞退するときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定辞退届（様式第5号）により、知事に届け出なければならない。

(認定の取消)

第8条 知事は、認定事業者が次に掲げる事項に該当する場合は、認定を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する認定基準に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが明らかになったとき。

2 知事は、前項の規定により取消しをしたときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(報告)

第 9 条 知事は必要があると認めるときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定申請を行った者又は認定事業者に対し、資料の提供を求め、又は事業所を実地に調査し、説明を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 この要綱に関する事務は、愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。